

用語の解説

● 人口

国勢調査における人口は、調査時において、調査の地域内に常住している「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時に居た場所に「常住している人」とみなしています。

● 年齢

平成27年9月30日現在による満年齢です。

● 国籍

国籍を、「日本」のほか、以下のように12区分に分けています。

12区分 — 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」

二つ以上の国籍を持つ人の扱いについては、次のとおりとしています。

- (1) 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 — 日本
- (2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 — 調査票の国名欄に記入された国

● 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

未婚 — まだ結婚をしたことのない人

有配偶 — 妻又は夫のある人

死別 — 妻又は夫と死別して独身の人

離別 — 妻又は夫と離別して独身の人

● 労働力状態

労働力状態とは、15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。

労働力人口 — 就業者と完全失業者を合わせた人

就業者	— 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人 なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。 (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合 また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。
主に仕事	— 主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほか仕事	— 主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
通学のかたわら仕事	— 主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
休業者	— (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 (2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
完全失業者	— 調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人
非労働力人口	— 調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）
家事	— 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学	— 主に通学していた場合
その他	— 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

《注意点》

上の区分でいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

● 産業

産業とは、就業者について、調査週間にその人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

なお、国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

【平成22年変更内容】

- 平成22年以降調査の産業分類は、平成19年11月に改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっています。
- 労働者派遣法に基づく派遣労働者は、平成17年以前の調査では、「労働者派遣業」に分類していましたが、22年調査から、派遣先で実際に従事する産業を基に分類しています。

《注意点》

- 仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によっています。
- 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。

● 職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます。（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっています。

国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類を国勢調査に適合するように編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

【平成22年変更内容】

平成22年以降調査の職業分類は、平成21年12月に設定された日本標準職業分類（注）を基準としており、大分類が12項目、中分類が57項目、小分類が232項目となっています。

（注）日本標準職業分類は、従来から設定していましたが、統計法の改正に伴い、新たに「統計基準」として設定したものです。

【平成17年国勢調査 新職業分類特別集計結果について】

平成22年国勢調査と平成17年国勢調査との比較が可能となるよう、平成17年国勢調査抽出詳細集計の結果を組替集計したものです。結果の推定は平成17年国勢調査抽出詳細集計の推定方法によるため、標本誤差を含んでおり、全数集計されている基本集計結果とは一致しません。

● 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

「一般世帯」

- 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

「施設等の世帯」

世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人としています。

- 寮・寄宿舎の学生・生徒 — 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- 病院・療養所の入院者 — 病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり
- 社会施設の入所者 — 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- 自衛隊営舎内居住者 — 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- 矯正施設の入所者 — 刑務所及び拘留所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- その他 — 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗務員など

● 世帯主及び世帯人員

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

● 世帯の家族類型

世帯の家族類型は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

A 親族のみの世帯 —— 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

なお、平成17年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合は親族世帯に含めていました。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めていました。

B 非親族を含む世帯 —— 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

C 単独世帯 —— 世帯人員が一人の世帯

さらに、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

I 核家族世帯

(1) 夫婦のみの世帯

(3) 男親と子供から成る世帯

(2) 夫婦と子供から成る世帯

(4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

(5) 夫婦と両親から成る世帯

(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯

1 夫婦と夫の親から成る世帯

(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯

2 夫婦と妻の親から成る世帯

(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯

(6) 夫婦とひとり親から成る世帯

1 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯

1 夫婦と夫の親から成る世帯

2 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯

2 夫婦と妻の親から成る世帯

(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯

(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯

1 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯

1 夫婦、子供と夫の親から成る世帯

2 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯

2 夫婦、子供と妻の親から成る世帯

(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯

(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯

(14) 他に分類されない親族世帯

1 夫婦、子供と夫の親から成る世帯

2 夫婦、子供と妻の親から成る世帯

● 母子世帯・父子世帯

(1) 母子世帯 —— 未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(2) 父子世帯 —— 未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

● 住宅の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

住宅 —— 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となります。

住宅以外 —— 寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

● 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

主世帯 —— 「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

— 持ち家 —— 居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれます。

— 公営の借家 —— その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

— 都市再生機構・公社の借家 —— その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。

なお、ここには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含ま

民営の借家	———	れます。
給与住宅	———	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
		勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。
間借り	———	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合